項目	No	Q	A
(1)	補助事	業での支援対象について	
(1)	1	どのような事業が支援対象になり	概要資料のとおり、分類ごとの各要件を満たすような
		ますか?	設備投資および、研究開発投資が対象となります。
			※令和 3 年度補正予算成立日(2021 年 12 月 20 日)
			以前に投資公表している案件については、補助事業の
			対象外となりますので、ご注意ください。
(1)	2	投資した設備で、蓄電池材料・部材	公募要領 P4 の要件 B 内の注釈「生産する材料・部材
		以外の材料・部材の製造も可能です	に関わる蓄電池用途の専用性について」をご確認くだ
		が、補助対象となりますか?	さい。
(1)	3	どのような研究開発が支援対象に	公募要領 P5 下部 「補助対象経費」 内の研究開発投資に
		なりますか?	関する記載をご確認ください。
(1)	4	研究開発は行わず、設備投資のみを	設備投資のみの投資計画の申請の場合は、支援対象と
		行う場合でも補助の対象になりま	はなりません。研究開発について補助を受けない場合
		すか?	にも、以下の一部又は全部に該当する研究開発に関す
			る補助事業完了までの計画(最長 2026 年度末まで)を
			提出していただく必要があります。
			※研究開発について補助を受けない場合には、補助対
			象経費の予定等、一部記載事項が免除となります。
			・補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させ
			るための研究開発投資
			・補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物
			(電池、材料・部材、リサイクルによって生み出され
			る材料)に関する研究開発投資
			・補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の
			開発投資
			※採択審査の結果、研究開発に関する補助が認められ
			ず、設備投資に対する補助のみが行われる場合があり
			ます。この場合、研究開発に関する各種の手続きは不
			要となります。
(1)	5	設備投資・研究開発の支援の対象と	公募要領 P5 下部「補助対象経費」の記載をご確認くだ
		なる費用は何ですか?	さい。
			土地の購入費用、既存設備の撤去費用等については、
			補助対象外となりますので、別添 Excel「投資内訳」に
			おける「補助対象外分」に記載してください。
(1)	6	設備投資の主体と研究開発の主体	補助対象になり得ますが、設備投資を行う主体が補助
		が異なる場合や、共同研究を行う場	を受けて導入する設備に関連する研究開発を行う必要
		合も補助対象になりますか?	があります。また、設備投資と研究開発投資の主体が
		·	<u></u>

			田上文田人以 [[日本計2] 一、 とか) 2世 20 と 2
			異なる場合は、共同申請をしていただく必要がありま
			すので、留意してください。
(1)	7	汎用的な部素材および副原料につ	原則、汎用的な部素材および副原料などの製造・供給
		いて、蓄電池専用であれば、それら	設備は補助対象にはなりません。
		を製造あるいは供給するための設	(1)の2にあるように、蓄電池専用であることが特性
		備を補助対象とすることはできま	上から明らかであり、蓄電池以外の部素材等の製造・
		すか?	供給に容易に転用できない場合のみ、補助対象となり
			ます。
(1)	8	リサイクル後の素材がリチウムイ	必ずしも実際にトレースする必要はありませんが、リ
		オン電池に使われていることをト	チウムイオン電池材料として使用可能な製品を製造し
		レース (管理あるいは証明) する必	ていることをご説明ください。
		要はありますか?	※後日、ヒアリング等を実施し、可能な範囲で証跡の
			提出をお願いする場合があります
(1)	9	リサイクル後の素材がリチウムイ	リチウムイオン電池の原料としてサプライチェーンに
		オン電池の原料ではなく、中間原料	供給できる状態に至らない処理である場合は、補助対
		(ブラックマス/ブラックサンド	象とはなりません。
		など) までの処理工程の場合は、補	
		助対象になりますか?	

(2)スケジュールについて			
(2)	1	補助申請に関する手続きの流れを 教えてください。	補助事業開始までの大まかな流れは以下のとおりです。 (1)事務局への応募申請、②採択審査、③採択決定・公
			表、④採択者からの補助金交付申請、⑤交付決定、⑥事業開始
			事業所知 上記手続きの詳細及び補助期間中の手続きについて
			は、採択決定後のご共有となります。
(2)	2	公募スケジュールはどのようにな	現時点での公募予定は、以下を想定しております。変
		っていますか?	更の可能性もございますので、随時 HP 等をご確認く
			ださい。
			◆一次公募(募集終了)
			6月下旬 採択事業者公表済
			◆二次公募
			8月24日(水) 公募・受付開始
			10月7日(金)正午 公募締切
			10月中旬~ ヒアリングの実施
			∼12 月中旬 採択公表 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
			以降採択者の交付申請に基づき、交付決定手続き
			※上記の通り、採択決定日と交付決定日は異なります
			のでご注意ください。(採択決定と交付決定の違いは
			(2)3を参照ください)
(2)	3		補助対象となる設備等の発注、研究開発の人件費の計
		業を開始できますか?	上を始めるためには、採択後の交付申請の手続きが必
			要となります。手続きには、数か月を要するためご注
			意ください。
			※補助対象外の投資を先行して始めることに関して
			は、(1)-1 の内容を満たしている限りは問題ありませ,
			ん。 早期に補助事業を開始したい場合は事前着手を申請・
			予期に補助事業を開始したい場合は事前有子を申請・ 承認を受けることで、交付決定前に開始することが可
			能になります。
(2)	4	各種投資の開始予定日について、交	交付申請にかかる期間は各社で異なるため、応募時は
		付決定後すぐを想定しています。ど	開始予定日に「交付決定日」と記載ください。
		のように記載すればいいですか?	※事前着手申請を提出している場合は、事前着手日を
			記載ください。

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

((2)	5	投資開始時期や終了時期の制約は	詳細については、公募要領P6の「事業実施期間」の記
			ありますか?	載をご確認ください。以下に注意点を記載します。
				【投資開始時期】
				・設備投資については、原則として交付決定日以降の
				投資(発注)が支援対象となります。
				・事前着手を申請する場合にも、三者見積もり等、費
				用の適切性を示す選定プロセスは必須となりますので
				ご注意ください。
				詳細については、経済産業省の事務処理マニュアルを
				参照ください。
				なお、当事業では、「補助事業事務処理マニュアル」
				(R3.1)を参照するものとします。
				(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/ji
				musyori_manual.html)
				・研究開発投資については、交付決定日以降の投資(発
				注)が支援対象となり、事前着手は認められません。
				【投資終了時期】
				・設備投資については、原則として、2025年度(令和7
				年度)中に検収を完了し、完了報告ができる投資が支援
				対象となりますが、特段の事情がある場合には、理由
				書及び遅くとも交付決定後1年以内に着工する旨の誓
				約書の提出等を条件に、2026 年度(令和8年度)中まで
				延長することを認める場合があります。
				・研究開発については、2026 年度(令和8年度)までに
				実施される研究開発計画に関する費用が支援対象とな
				ります。
				・25 年度中(特段の理由がある場合は 26 年度中)に
				固定資産計上を完了していただく必要がございます。
				本格商業生産については、必ずしも同年度内の開始を
				求めない予定ですが、事後報告期間内における設備の
- 1			•	1

稼働状況等はご報告いただく予定です。

(3)審査・採択について		採択について	
(3)		審査のポイントを教えてください。	審査では、①設備の要件に合致した投資であるか、② 国内サプライチェーン強靱化への寄与、③蓄電池産業 の競争力強化や国内経済への寄与等を審査します。 ①については、概要資料および、公募開始時に公表さ れる公募要領をご確認ください。。 ②については、以下のような事項について、書類を提 出していただき、審査を行う予定です。 ・サプライチェーン途絶リスクへの対処方針 ・蓄電池およびその材料・部材の製造時・廃棄時の温 室効果ガス排出量低減への対処方針 ・各種素材の倫理的調達への対処方針 ・(蓄電池のパッキング工程を含む投資の場合) バッテ リーマネジメントシステム等のセキュリティ管理対策 ③については、以下のような事項について、書類を提 出していただき、審査を行う予定です。 ・研究開発の内容と知財・技術の管理方針及び具体的 な管理方法 ・補助事業を含めた電池関連事業の事業継続性 ・地域経済や雇用創出、ステークホルダーへの貢献 詳細については、公募要領内の様式等をご確認くださ い。
(3)	2	採択·不採択の通知はどのように行われますか?	採択・不採択の通知については、電子的手段(又は書面)で行うとともに、採択者名等については、事務局及び経済産業省の HP において公表予定です。
(3)	3	添付「様式第6」で「賃上げへの取組み」に関し、会社として賃上げ宣言ができない場合は、不採択となりますか?	賃上げへの取り組みは審査の対象ではありますが、必須項目ではありません。 ※賃上げ計画の表明を行った場合の「給与等受給者一人あたりの平均受給額」の実績については、以下のいずれかにより報告を求めます。 ・事業年度により賃上げを表明する場合、令和3年度
			と賃上げ表明後であって、令和4年度から補助事業完了年度の翌年度までの任意の事業年度の「法人事業概況説明書」において、「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」を「4期末

			従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較す
			ることにより実績を確認します。
			・暦年により賃上げを表明する場合、令和3年と賃上
			げ表明後であって、令和4年から補助事業完了年の翌
			年までの任意の暦年での1年の「給与所得の源泉徴収
			票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票
			合計表 (375)」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」
			の「支払金額」欄を「人員」で除した金額を比較する
			ことにより実績を確認します。
			・応募時にはエビデンスとなる書類は不要ですが、採
			択後、別途指定するタイミングまでに表明のエビデン
			スとなる書類を準備いただきます。
(3)	4	提出書類一式に、代表者の記入欄に	押印は不要です。
		「印」の記載がありませんが、「印」	
		は不要ですか?	

(4) そ	(4)その他補助制度全般		
(4)	1	研究開発投資の補助上限額が設備	設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較し
		投資金額に応じて変動する制度と	て増加した場合でも、交付決定金額が増加することは
		なっていますが、最終的な設備投資	ありません。
		金額が変動した場合、研究開発投資	
		の補助上限の取扱いはどのように	設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較し
		なりますか?	て減少した場合については、研究開発補助金額の上限
			が減少する可能性があります。
			具体的には、確定検査において設備投資補助対象経費
			と認定された金額を踏まえて再計算した研究開発補助
			の上限金額が、交付決定金額よりも低いときには、再
			計算した金額が補助の上限となり、補助金上限額が減
			少します。
			※再計算した金額の方が交付決定金額よりも高い場合
			には、引き続き交付決定金額が補助上限となります。
(4)	2	交付決定の際の研究開発計画に変	交付決定の際の研究開発計画に変更が生じる見込みが
		更が生じた場合、どのような手続き	明らかとなった段階で、計画変更申請を行っていただ
		が必要ですか。補助金額の変更は認	く予定です。
		められますか?	補助金額の変更についても、交付決定金額総額を超え
			ない範囲であれば計画変更内容に応じて認められる可
			能性があります。
(4)	3	採択後に、設備の仕様変更などは認	原則、認められませんが、軽微な仕様変更であれば認
		められますか?	められる可能性があります。生産量・処理量の減少等
			を伴えば補助金の再審査となる場合もあるため、どの
			ような変更が想定されるのか、事前にご相談ください。
(4)	4	蓄電池関連で複数の投資を検討し	1つの申請書としてまとめるべき投資については、投
		ています。別々の申請として、2件	資主体、投資場所、投資内容に応じて判断することと
		の応募を行うことは可能ですか?	なります。
			法人格の異なる主体(例えば、親会社と子会社など)
			が行う投資は、別の投資案件として、別の申請となり
			ます。
			法人格が同一の場合、①設備投資の内容の一体性・関
			連性、②投資場所の同一性(近接性)をベースに、同
			一性を判断することとなります。例えば、投資場所が
			別の場合は、原則として別の投資案件として、別申請
			となりますが、投資内容の相互関連性が高く(一つの
			出荷物を製造する前工程と後工程の分割など)、投資戦
			略上も一体的なものであると考えられる場合には、同

			一の申請として扱うこととします。
			判断に迷う場合には、事務局にご相談ください。
(4)	5	素材企業と蓄電池製造企業等、複数	補助事業で導入した設備を活用した研究開発を共同で
		事業者で共同での応募は可能です	実施する等、共同での応募は可能です。ただし、各企
		か?	業の役割や事業内容が一体不可分であることが必要で
			す。事前に事務局までご相談ください。
(4)	6	応募した事業の内容について、事業	現段階では、企業名及び事業概要のみの公開を想定し
		スキームやプロセスなどは公開さ	ております。
		れますか?	
(4)	7	事業中および事業終了後にどのよ	補助事業の実施中、その進捗状況等について年に1回
		うな報告をすることになります	報告書を提出いただくほか、半年に1回程度(1時間
		か?	程度を想定)ヒアリングにご協力いただく予定です。
			事業終了後は、5年間稼働状況や事業の状況等につい
			て年1回の報告等を想定しています。
(4)	8	研究開発の成果(知財等)は、申請事	申請事業者に帰属します。補助金申請時に知財等の管
		業者に帰属しますか?	理体制等の確認を実施します。
(4)	9	受け取ることができる補助金額の	制度上は、研究開発投資への補助金については上限額
		上限は、設備投資上限の 150 億円	の設定がないため、「設備投資費用の 1/2」が補助金の
		とその1/2の研究開発投資 75 億	上限額となります。
		円を併せた 225 億円という認識で	詳細については、公募要領 P 5 「補助金交付申請額、
		良いか?	補助率及び限度額等について」をご確認ください
(4)	10	他の補助金との併用は可能です	国(特殊法人等を含む)が助成する他の制度との併用
		か?	は原則認めておりませんが、福島県浜通り地域等 12 市
			町村(原子力災害による避難指示の出た地域)への立
			地をしていただく場合には、自立・帰還支援雇用創出
			企業立地補助金による建物・設備費用及び土地取得・
			造成費用を追加支援いたします。また、地方自治体の
			予算で実施される制度との併用が可能なケースはある
			ため、事務局および該当自治体の担当者に別途ご確認
			ください。
(4)	11	応募時に見積もり書類の提出は必	応募段階においては、見積もりの証拠となる書類を提
		要ですか?	出する必要はありません。採択決定後の交付申請の段
			階で、申請額の根拠となる見積もり書類(1 件以上)を
			提出いただき、最終的な確定検査の際に三者見積もり
			の証拠となる書類を提出いただくことになります。